

## 本市生活保護行政の状況（前回までの積み残し項目）

### 1 母子世帯の割合について

本市の被保護世帯における母子世帯数は、この10年間90～100世帯程度で推移している。しかしながら、高齢化の進展に伴う高齢者世帯の増加（10年間で約2倍）や、リーマンショック後のその他世帯の増加（10年間で約2.8倍）に伴い、母子世帯の構成比が低下したものと考えられる。なお、県や関係機関にも問い合わせたが、本市の母子世帯の特徴的なことは把握できなかった。

生活保護受給世帯 世帯類型別世帯数						
	高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病者世帯	その他世帯	
	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	
平成19年度	689	95	147	320	133	
	49.7%	6.9%	10.6%	23.1%	9.6%	
平成20年度	739	88	162	320	138	
	51.1%	6.1%	11.2%	22.1%	9.5%	
平成21年度	828	90	167	385	190	
	49.8%	5.4%	10.0%	23.1%	11.4%	
平成22年度	897	95	180	380	268	児童扶養手当受給者のうち母子・養育者家庭数
	49.2%	5.2%	9.9%	20.9%	14.7%	
平成23年度	957	99	189	416	271	1,554
	49.3%	5.1%	9.7%	21.4%	14.0%	
平成24年度	1,032	110	200	405	306	1,583
	50.2%	5.3%	9.7%	19.7%	14.9%	
平成25年度	1,111	97	215	399	292	1,577
	52.4%	4.6%	10.1%	18.8%	13.8%	
平成26年度	1,198	98	225	378	303	1,550
	54.0%	4.4%	10.1%	17.0%	13.6%	
平成27年度	1,287	99	237	318	368	1,581
	55.5%	4.3%	10.2%	13.7%	15.9%	
平成28年度	1,346	88	255	304	371	
	56.8%	3.7%	10.8%	12.8%	15.7%	

### 2 保護決定の日数について

#### 調査に時間をかける理由

- (1) 資産調査（預貯金、生命保険等）に時間を要する。調査により、申告の無かった預貯金や年金・厚生年金基金等の受給権が判明することがある。
- (2) 戸籍調査により判明した親族が市内に在住している場合、原則実地調査を行っている。
- (3) 病気を理由に申請した場合で定期的に通院している場合、原則主治医に対し病状調査を行っている。
- (4) 申請意思を示した方に対する面接員との面接においては、ライフラインや手持金の状況等について詳細に聞き取りを行い、困窮状況の把握に努めている。ライフラインが料金滞納に

より停止している、食費を含めた生活資金がない等の申し出があった場合は、市社会福祉協議会の「生活つなぎ資金貸付制度」を紹介している。

生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活の保障のみならず、生命・健康の維持の観点からも迅速な申請処理が求められることから、今後は、保護の申請があった日から14日以内に保護の可否等を決定することを原則として、適正な事務処理に努めてまいりたい。

### 3 扶養調査について

#### 扶養調査の実情

(1) 保護の申請があったときは、要保護者のうち「絶対的扶養義務者」「相対的扶養義務者」の存否を確認することになっている。

絶対的扶養義務者 夫婦、直系血族及び兄弟姉妹

相対的扶養義務者 絶対的扶養義務者以外の三親等内の親族のうち、現在、要保護者を扶養している者や過去に要保護者から扶養を受けていた等特別な事情があり扶養能力があると推測される者

(2) (1)で把握した扶養義務者については、職業・収入のほか、精神的な支援の可能性について確認することになっている。

(年間約500件の申請に対し平均4人の扶養親族に計2,000件の調査を実施)

(3) (2)の調査において、市内に居住している場合は、原則実地調査を実施。

(4) 受給中の要保護者の扶養親族に対しては、最低5年に1回は再度調査を実施している。

実績 平成26年度 1,295人の親族に対し634人に調査票発送

平成27年度 1,190人の親族に対し724人に調査票発送

平成28年度 1,298人の親族に対し434人に調査票発送

(5) (4)の調査のほか、仕送りを行っている親族や重点的扶養能力調査対象者(主に未成年の子の親)に対しては、最低年1回の調査を行っている。

本市では、扶養調査の主眼は必ずしも仕送り等の金銭面の援助を求めるためのものではなく、精神面の支援をお願いするための意味合いも大きいことから、今後、扶養義務者との関係性などにも十分配慮して、必要な調査を行ってまいりたい。